

第3回社会的資源あり方検討委員会

平成17年9月6日（火）

午後1時～

千葉県文書館6F多目的ホール

議 事 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 社会的資源のあり方に関する論点整理について

(2) 県立児童福祉施設のあり方について

ア 県立児童福祉施設のあり方について

イ 個々の県立児童福祉施設のあり方について

(3) その他

3 閉 会

《配布資料》

資料1 社会的資源のあり方に係る検討項目・検討課題等

資料2 社会的資源のあり方に係る検討項目・検討課題等に対する修正意見等

資料3 第2回社会的資源のあり方検討委員会議事録

資料4 月別児童養護施設入所数、児童相談所一時保護数等

資料5 里親関係パンフレット

(里親になりませんか？、里親制度のご案内)

資料6 児童自立支援施設のあり方に関する研究会資料（第2回 平成17年8月29日）

—厚生労働省—

社会的資源あり方検討委員会スケジュール

時 期	社会的資源あり方の検討
<p>6月</p> <p>6/24</p>	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> <p>社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○検討委員会の設置 ○第1回検討委員会の開催(合同委員会) <ul style="list-style-type: none"> ・社会的資源に関する本県の現状 ・今後のスケジュール 等
<p>7月</p>	
<p>8月</p> <p>8/1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回検討委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・社会的資源のあり方について <li style="padding-left: 40px;">ア現状と課題 <li style="padding-left: 40px;">イ児童福祉施設の現状と課題 <p>県立児童福祉施設視察 (8/24 富浦学園)</p>
<p>9月</p> <p>9/6</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回検討委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・課題に対する論点整理 <p>(県立児童福祉施設のあり方について)</p>
<p>9/21</p>	<p>千葉県社会福祉審議会開催</p> <p style="padding-left: 40px;">部会として位置づけ</p>
<p>9/30</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○第4回検討委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・検討経過とりまとめ(中間報告(骨子)) <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">報</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">告</div> </div>
	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>社会的養護検討部会</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">今年度末までに、社会的資源のあり方について基本的な方向 をとりまとめる予定</p>

社会的資源のあり方に係る検討項目・検討課題等

1 家庭的養護（里親制度）について

(1) 施設養護から里親サポートへ

- ・児童養護施設や乳児院の役割を終え**転換**し、養育の専門性を高めながら里親サポートに力を注ぐべき

(2) 里親制度の普及・活用と活性化方策について

○里親の普及・啓発

- ・数値目標を掲げて数を増やす。
- ・社会的養護の観点からの里親開拓と施策

- ・里親の開拓、委託促進を進めるためには、児童相談所の機能拡充が不可欠
 - 里親制度充実と併せ、児童相談所や施設の相談支援体制の充実が必要
 - 里親委託率を達成するために里親支援センターのようなものを、1か所2か所作っていく
 - 里親開拓の前段階として、ファミリーサポート事業をもっと広げてほしい。

- ・新たに養育を目的とした制度をつくり、キャンペーンなどでアピール
 - 学校の先生は里親制度のあることをほとんど知らないし、もっと大々的に社会的養護における里親の理念をはっきりさせて、キャンペーンをするべき
 - 短期里親だけ積極的に開拓するようなことでもいいのではないか。そういう意味で、短期里親のキャンペーンをはれたらいい
 - 広く一般の人達に里親のことをもっと理解していただく、もっと自分でもできるんだというような見方ができるようなキャンペーンをしていくことが必要

- 里親になろうとする人に働きかけることは大事だが、大学等いろいろな教育の場で親になる前の段階へのアプローチも必要

- 子どもが高校を卒業した親に、里親制度を働きかけるチャンネルがくれたらいい

- 里親月間に業種横断的（ファミリーサポート、短期里親、保育ママ）な運動の展開を

- 民生委員に対し総会などの機会に、パンフレットや映画などで積極的に里親をPR

- ・里親の養成
- ・血縁関係中心の家族観から、家族に対する多様な考え方を根付かせる為の啓発、教育のあり方。

○里親の活用等

- ・施設偏重を改め、里親の活用を。
- ・社会的資源として里親を活用することが、養育のノーマライゼーションの観点から重要

- ・活性化方策

(3) 里親への支援と質の向上について

○里親への支援

- ・ **高齢児など生活費加算額を多くするなど、養育費などの増額**
- ・ 大学などへの進学の場合の奨学金制度(再掲)
- ・ 里親の支援体制の充実
- ・ 里親の処遇の改善
- **里親が地域のどこかで気軽に集まれる場所、一般の人達との触れ合いができる場所があること**

○里親の質の向上

- ・ 施設と里親の連携(例: 合同研修など)を進めてほしい。
- ・ 里親の研修などの充実
- ・ 研修方法の検討
- ・ **研修受講の義務化**

(4) その他

- ・ 『自己愛型社会』(岡田尊司著・平凡社新書)にアメリカの家庭事情と子どもの問題が統計数値で紹介されていたが、これに見合う日本の数値はあるか。(シカゴ大学の調査)——近代家族の崩壊がもたらす問題。日本の家族の現状と方向を知り対策が立てられないものか。

2 施設養護について

(1) ケア形態の小規模化並びに地域化のあり方について

- ・ 子どもたちにとって施設は、「家庭」の代わり、大規模施設・集団生活の場から小規模化を進めるに当たって、多様な方法や可能性の検討
- ・ 集団生活のなかでのプライバシーの確保が必要
- ・ 大規模施設はやめ、数人規模のファミリーホームを目指すべき

(2) 社会的養護の質等の向上について

○配置基準、待遇向上、研修、評価等

○職員の質の向上

- ・ マンパワーの強化
- ・ どこでも同質のサービスが提供できるよう、マニュアルの徹底、職員の研修。
- ・ 職員増強と労働条件・環境の整備

○入所児童の生活の質の向上

- ・ 設備の基準の見直し、子どもたちの生活の質を高める。
- ・ 乳幼児の養育環境と愛着障害の因果関係について研究をすべき

- 社会的養護の今後の需要予測とそれに見合う供給体制の確保について
- 情緒障害児短期治療施設の設置
- 一番大事なことは、子どもにとって選択肢がたくさんあるという状況をつくっておくこと

(3) 自立支援について

- 自立支援制度(自立援助ホーム等)の充実
- DV被害者の自立支援の為にDV被害者を施設で雇用
 - ※DV被害者の施設での雇用は、心の整理がついていないと難しいのではないかな?
- 大学などへの進学の場合の奨学金制度
- 自動車免許取得に対する支援
- 徒弟制度を活用した自立支援(オーストラリアでは、高校生の1/3が徒弟制度を使っており、給料の1割を国が負担)

(4) 施設の運営及び連携について

- 運営方法の検討
 - ・公設民営など
- 各施設独自の目的を明確にし、子どもが隙間からこぼれ落ちてしまわない連携のあり方を考える。

(5) 児童虐待等への対応について

- 虐待やDV等に対応する心理職等の専門職の早急な確保が必要
- 虐待については、予防を徹底する方策が必要。そのために、妊娠から出産・乳幼児期までに関わる医療・保健・福祉・教育などの各種機関が、予防という観点から連携し、徹底した方策がもてると良い。
- 第1子出産時に、育児不安や虐待経験の有無等のヒアリング又はアンケートの実施(相談窓口の周知だけでも効果あり)

3 その他

(1) 自立支援について

- 自立支援制度(自立援助ホーム等)の充実(再掲)
- DV被害者の自立支援の為にDV被害者を施設で雇用(再掲)
 - ※DV被害者の施設での雇用は、心の整理がついていないと難しいのではないかな?
- 大学などへの進学の場合の奨学金制度(再掲)
- 自動車免許取得に対する支援(再掲)
- 徒弟制度を活用した自立支援(オーストラリアでは、高校生の1/3が徒弟制度を使っており、給料の1割を国が負担)(再掲)

(2) 虐待の予防について

○虐待については、予防を徹底する方策が必要。そのために、妊娠から出産・乳幼児期までに関わる医療・保健・福祉・教育などの各種機関が、予防という観点から連携し、徹底した方策がもてると良い。(再掲)

(3) その他

○状況の変化に即応できるよう、法律、制度の改正を待って対応するのではなく、現場での柔軟な運用ができるようなシステム、環境の整備の方法

○乳幼児の愛着障害

- ・乳児が施設で養護されることで、愛着関係に障害が起こる問題が近年指摘
- ・乳幼児の養育環境と愛着障害の因果関係について研究すべき

県立児童福祉施設のあり方に係る検討項目・検討課題等

【共通課題】

1. 県立施設の役割について

- 公立施設としての役割、意義の再検討（緊急措置対応等）
- 県立施設として存続するのであるならば、その機能を明確にすべき。
- 県内の一施設というよりも、他の施設にない、或いは他の施設では困難なことに取り組むことが必要。
- 児童養護施設や乳児院の役割を終え**転換**し、養育の専門性を高めながら里親サポートに力を注ぐべき（再掲）
- 県立の機能のひとつには、里親、地域小規模児童養護施設、里親型のファミリーホームなどのバックアップ機能の充実**
- 大きな予算がいるとか、障害児のケアという特殊な技能が必要なところは県がやって、それ以外であれば、積極的に民間に委託**

2. 施設のあり方について

- 大規模施設はやめ、数人規模のファミリーホームを目指すべき
- 施設と里親の連携（例えば合同研修等）を進めてほしい。
- 施設に何が求められているかということを考える必要がある。**
(今、社会的養護を必要とする子ども達は、虐待の問題が中心で、ほとんどに親がいること。)
- 公立でいくならば、何故公立なのかを明確にする必要がある。**
- 社会的養護のモデルになり得るような施設が県立としてあってほしい。**
- 今ある施設や機能を小さくしていき、小さな施設を付置してケアをしていく**
- 地域小規模化の推進**
- 県立施設として運営していくのであれば、県がリーダー的な立場で、民間の施設ではなかなかできない部分（先進的なモデル、先導的な役割）を担ってほしい。**
 - ・乳児院から里親さんに渡す時の、里親さんへの対応のしかた
 - ・実の親に戻す際の訓練（親子宿泊棟と親子訓練棟）
 - ・公民の格差の是正に対する配慮

●施設のあり方について

ひとつは整備の仕方が

- ・乳児院、児童養護施設、情短施設、この形をどう整理するのか
- ・小規模、グループホーム、里親そういった形で整理するのか

そのケースの経過を見て施設のあり方を考える、例えば、発見され保護した直後はインテンス、集中的な治療的な関わりをして、その後は安定した生活環境、グループホームなどという見方がある。

●施設を運営するときには地域全体で子育てに取り組む形で、里親さんが保育ママやファミリーサポートをやるなど、一人の人がいろいろな役割を果たす仕組み、バックアップ機能をいくつか持っている施設があることにより、連続したケアを住民に提供できる。

●コスト意識、サービスの種類が選べること、サービスの品質、この3つがきちんと評価できるような仕組みと透明性を高めて、即これが民間委託を前提としてという訳ではなくても、民間委託が可能な仕組みとして、つくっていただくというのがいい。

(地域等との連携)

- 地域と施設が密接につながり、民間の家庭体験等の推進
- 地域や学校との交流
- 地域の人間や民生委員の呼び込みと活用
- 里親との連携の推進
- 地域と一緒にやっていける、地域の家庭の皆さんが受け入れたりできるようなそういう場所にあった方がいい
- 養護需要に応じた地域的な適正配置

3. 建替え等について

○全施設とも老朽化が見られ、建て替え等の検討が必要

○建て替え等の検討のため、各施設について年次計画を策定のうえ、建て替えのための基本コンセプト等を検討する委員会を設置(cf. 市川児童相談所)

○建て替えが可能であれば、そこで生活する子どもたち、職員が毎日を楽しく過ごせる空間として、出来るだけ明るく、美しく、豊かな施設を。

○改築に当たっては、社会的養護の動向を踏まえたものにするべき。
(例：ユニットケア化などを進める。)

●地域小規模型のいわゆるサテライト型の児童養護施設と乳児院の一緒になったものを新設するような構想を検討すべき

●乳児院・児童養護施設の一体化

● 乳児院と養護施設の移転合築の検討

(連続したものがあるということは、とても子どもにとっては大事なこと)

4. 人的資源について

○ 5年くらいは腰を据えて勤めてほしい。

(入所児童の気持ちを理解し温かく受け止め、長く児童に接してくれる職員が必要)

● いわゆる公務員として回っていくという姿勢の改善が必要

● 2年位では子どもの養育という点では不足

【富浦学園】

1. 県立施設の役割について

- 公立施設としての役割、意義の再検討（緊急措置対応等）
- 児童養護施設や乳児院の役割を終え**転換**し、養育の専門性を高めながら里親サポートに力を注ぐべき(再掲)

2. 施設のあり方について

- ケア単位の小規模化と地域化
- 現在の施設は規模が大きすぎるので小規模化を。
- 地域小規模児童養護施設の設置
- 地域との交流の推進、民間団体との協働の検討。
- 建て替えについては、県の費用で小規模化して建て、県立ならではのものをやることも大事だが、そうでない部分例えば、いくつかの棟については、公で造って民間に委託
- 今、施設にいる子どものほとんどに親がいることから、自然の中で良い環境というよりは、むしろ、親が面会をしやすい所が求められている。

3. 建替え等について

- 老朽化が見られ、建て替え等の検討が必要
- 建て替え等の検討のため、施設について年次計画を策定のうえ、建て替えのための基本コンセプト等を検討する委員会を設置
- 建て替えが可能であれば、それを機にハード面やソフト面を根本的に見直し。
- 検討委員会などによる見直し

4. 施設養護の質の向上について

- 集団生活の中で、子どもたちが「個」として重んじられる方策の検討及びそれに伴う職員の増強
- 虐待、DV被害の子どもたちなどへの対応の為の専門職の増強
- 長期のカウンセリングが必要な子どもたちへのケアができる体制の確立

【生実学校】

1. 施設のあり方について

- ユニットケア
- 開かれた運営に関する検討
- 退所後のアフターフォローと通所指導のあり方を検討し、通所のニーズが高いのであれば通所定員を増やし、地域に開かれた施設にする。
- 学校生活と家庭生活の区別をつける為に、学校と住居部分の区別を明確にする設計が出来ないか。

2. 自立支援について

- 自立支援寮の検討
- 自立援助ホームのバックアップ機能
- 子どもたちがその職業についての具体的な知識と理解を持てば「是非やりたい」と思える職業も多い。実際にその職業についている人からの職業指導、交流を通じて、働くことの楽しさを実感させたい。
- 生実学校でしばらく生活したり、職業訓練も生実学校でやったらどうかということも考えていくことが必要
- 高校に通ったり、職業訓練校に通ったりというようなことも考えていけるといい

3. 施設養護の質の向上について

- 情緒障害児短期治療施設機能付与にかかる検討(分園等)
- 高校通学や職業訓練等施設外生活を視野に入れた処遇の検討
- ファミリーソーシャルワーカーの設置

【乳児院】

1. 県立施設の役割について

- 公立施設としての役割、意義の再検討（緊急措置対応等）
- 児童養護施設や乳児院の役割を終え**転換し**、養育の専門性を高めながら里親サポートに力を注ぐべき(再掲)
- DVは妊娠中に起きることが多く、出産間近に一時保護を受けたり、家を出たりすることある。民間シェルターではこの様な事例に対処できる設備、人材を備えていない場合が多いので、乳児院との協力体制を構築できないか。
- 公立が一番ハードな部分をやり、民間は民間の独自性で勝負
公立は最後の砦で最後の砦のレベルが上がることが、結局子どもの権利擁護
最後の砦でも民間がやりにくいところを公がやれば、民間としては非常にやりやすい。

2. 施設のあり方について

- ケア単位の小規模化と地域化
- 乳児院は今後どこまで家庭的に小規模にできるかがポイント
- 小規模化するに際して、職員数・勤務形態との関係を考慮する必要あり。
- 将来的には里親家庭と連携し、乳児院本体が、緊急一時保護・里親支援・治療的養育を行う場とすることが望ましい。
- 児童養護施設との年齢要件の連続性がもてるようになったので、その利点を生かして取り組めるよう柔軟性を持つ。
- 乳児院で今欠けているのがメンタルヘルスの問題、こころの健康の問題は非常に考えなければいけない問題で、そういった意味では、情短的な機能をもった乳児院というのが本当に求められている。
- モデル的ということであれば児童家庭支援センターとか里親支援センターを付設
- 不況でもサービス基準だけ上がってくることを考えると、本体はある程度のもの、本体自身も家庭的なものを考えた方がいい。
- 乳児院は、地域の里親に委託できる体制をとったほうがいい、そのためには、里親支援センターがあったほうがいい。
- 虐待ケースを考えたときに治療機能をどうするかが欠けている。

乳幼児に対する治療機能を備えた施設が求められている。

3. 建替え等について

- 老朽化が見られ、建て替え等の検討が必要。
- 建て替え等の検討のため、各施設について年次計画を策定のうえ、建て替えのための基本コンセプト等を検討する委員会を設置
- 職員の負担を軽減する意味でも、また乳児の生活の質の向上の為に、建て替え時には是非機能性の高い、良い設備、備品を整えて欲しい。

4. 千葉県こども病院と千葉県立乳児院との連携・統合に関する検討

5. その他

- 乳幼児の愛着障害
 - ・乳児が施設で養護されることで、愛着関係に障害が起こる問題が近年指摘
 - ・乳幼児の養育環境と愛着障害の因果関係について研究すべき（再掲）

【児童相談所】

- 児童相談所の心理職や児童福祉司に対し、研究職と現場のローテーションを組む方法を検討
- 職員の質の向上に資するため、県立施設（市川児童相談所）に研究・情報機能を併設

(別紙様式)

社会的資源のあり方に係る検討項目・検討課題等に対する修正意見等

項 目	修正意見等	事務局処理案等
2. 家庭的養護について (P2)	P1の1が「社会的養護のあり方」ならこのままでよいが、「施設養護について」であるならば、今後の家庭的養護の推進という方向性を踏まえ、1と2の位置を逆にすべき。 (P2をP1に、P1をP2に)	1 家庭的養護（里親制度）について 2 施設養護について に修正 (P1)～(P2)
2(1) (P2)	…乳児院の役割を終え → 転換し	左記のとおり修正 (P1)
(3) ○里親への支援 (P3)	・ 養育費などの増額 → <u>高齢児など生活費加算額を多くするなど養育費の増額</u>	左記のとおり修正 (p2)
○里親の質の向上 (P3)	・ <u>研修受講の義務化</u>	左記のとおり追加 (P2)
3 その他		
(1) 自立支援について (P3)	DV被害者の施設での雇用は、心の整理がついていないと難しいのではないかと？	(P3)
(3) 自立支援について (P1)		
3(2) 予防について (P3)	(2) 予防について → (2) <u>虐待の予防</u> について	左記のとおり修正 (P3)
(地域等との連携) (P5)	● <u>養護需要に応じた地域的な適正配置</u>	左記のとおり追加 (P6)
【乳児院】 (P10)	千葉県子ども病院と千葉県立乳児院との連携・統合に関する検討	左記のとおり追加 4. 千葉県子ども病院と千葉県立乳児院との連携・統合に関する検討 (P11)

(別紙様式)

社会的資源のあり方に係る検討項目・検討課題等に対する修正意見等

項 目	修正意見等	事務局処理案等
1 (3) 自立支援について (P 1)	<p>自動車免許取得が実際的な支援策だと思います。就職では大きな武器になります。</p> <p>オーストラリアでは徒弟制度をうまく活用しています。高校生の3分の1が進学、3分の1が就職、そして3分の1が徒弟制度を使って社会に出て行きます。600種ほどの職種が指定されていて、この仕事に就いた場合、10ヶ月から4年位まで、給料の1割を国が負担するもので、企業主（雇用主）が喜んで利用しています。こうした制度を自立支援策の一つとして使えたらいいと思います。</p>	<p>○自動車免許取得に対する支援として追加 (P3)</p> <p>○徒弟制度を活用した自立支援（オーストラリアでは高校生の3分の1が徒弟制度を使っており、給料の1割を国が負担）として追加 (P3)</p>
1 (5) 児童虐待等への対応について (P 1)	<p>アメリカのオレゴン州では第1子出産時にヒアリングをするそうです。育児不安があるか、妊婦に虐待を受けた経験があるか、など。これによって虐待事件が極端に減ったということです。ヒアリングが難しければ、アンケートを行い、相談窓口をあらかじめ知らせておくだけでも効果はあると思います。</p>	<p>○第1子出産時に、育児不安があるか、虐待経験の有無等のヒアリング又はアンケートの実施（相談窓口の周知だけでも効果あり） (P3)</p> <p>【現状】 市町村や保健所の保健師等による産前産後の訪問指導や定期健診の実施</p> <p>(例) 両親学級・母親学級、妊産婦訪問指導、新生児訪問指導 1歳6か月児健診、3歳児健診、未熟児訪問指導 等</p>

(別紙様式)

社会的資源のあり方に係る検討項目・検討課題等に対する修正意見等

項 目	修正意見等	事務局処理案等
関係資料について	<p>千葉県の県政モニターに対するアンケートで、平成 15 年に里親をテーマに調査をしていただいたものがあります。里親拡大の際に参考となると思います。</p> <p>『Q&A 里親養育を知るための基礎知識』(庄司順一編著、明石書店) が里親制度を理解する本としてお勧めできます。</p> <p>ビデオで『里親養育の基礎知識』(恩寵財団母子愛育会監修、新宿スタジオ) も里親 PR にはよいツールと思います。</p> <p>県内地域ごとの養護需要あるいはその将来予測についての資料</p>	<p>(配布済) 里親制度について (平成 15 年度県政モニター調査結果 平成 16 年 1 月調査)</p> <p>【現状】 県の PR 用パンフレット</p> <ul style="list-style-type: none">・ 里親制度のご案内・ 里親になりませんか? <p>・ 特になし。</p>

第3回社会的資源あり方検討委員会 議事録

- 1 日 時 平成17年9月6日(火)
午後1時～午後3時
- 2 場 所 千葉県文書館6階多目的ホール

- 3 出席委員
岩楯委員、川口委員、木ノ内委員、花崎委員、柏女委員、庄司委員、
(欠席)河原委員、鈴木委員

4 内 容

(事務局)

ただいまから、「第3回社会的資源あり方検討委員会」を開催させていただきます。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の会議には、河原委員、鈴木委員、庄司委員が欠席されております。

それでは議事に入りたいと思います。

議事の進行は、社会的資源あり方検討委員会の委員長でいらっしゃいます柏女委員にお願いしたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

(議長)

議長を務めさせていただきます、柏女です。御協力よろしくお願ひいたします。

実質的には今日が3回目となります。夏の時に皆様方に事務局から大量の資料を送らせていただいて、読んでおくようにということがございましたし、また、こういう委員会の間に御意見を頂戴させていただくこともあって、なんと人使いの荒いと思われたかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

それでは、今日はかなりメインの話し合いになるかと思ひます。御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

議事に入る前に、今日は川口委員が初めて御出席されていらっしゃいますが、もしかしたら花崎委員と木ノ内委員がお見えになるかもしれませんので、先に事務局から資料の確認と説明をしていただいた上で、御紹介という形にさせていただきますたいと思ひます。

事務局の方から資料の確認と説明をお願いします。

《配布資料により説明》

(議長)

はい、それでは、今回、川口委員の方から自己紹介を簡単にお願ひしたいと思ひます

(委員)

国府台母子ホームで施設長をしております、川口と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

母子生活支援施設は、最近ではDV被害の方々、児童虐待の子ども達、そして加えて精神障害を抱えた方々も多数入所していらっしゃいますので、従来の機能に加えて心理的な面でのサポートがどうしても必要になってきます。

なかなか現場の方は、日々支援をしておりますけれど、想像を超えた方々の利用もありますので、これからもっと気を引き締めて専門性を高めていかなければいけないなと思ひています。どうぞよろしくお願ひいたします。

(議長)

ありがとうございました。それでは、早速ですが議事に移りたいと思ひます。

前回は、県立児童福祉施設のあり方についてを中心に議論をしてきました。

その際、県の意向としては、9月頃までに、県立施設についての基本的な方向性などについて、中間的なとりまとめをいただきたいとのことでした。

従いまして、本日は、県立児童福祉施設のあり方についての総論的なもの、総体としての県立児童福祉施設3箇所ありますが、どうするのかということと、富浦学園、生実学校及び乳児院の個々の施設のあり方については、集中的に御議論していただこうと思っています。

そして、できれば基本的な方向性、提言の基本的な方向性を出せればというふうに思っています。

次回(9月30日)は、本日の御意見等も踏まえまして、できれば事務局で中間報告のいわばとりまとめというものを作成をしていただいて、それを議論をするという形でもっていきたいというふうに思っています。

ただ、そうは言いましても、県立児童福祉施設のあり方だけを議論するというだけではなく、この委員会は社会的資源のあり方委員会ですので、できれば皆様方からこの2回の間にいただいた御意見を、いわば論点整理のような形で取りまとめて、そして今後、まあこれは今後も続いていく委員会ですので、今後こういうことを検討しなければいけないのではないかという論点整理の形でひとつは取りまとめて、そしてもうひとつ県立の児童福祉施設のあり方についての中間取りまとめをするというこういう2段階といいたしうか、2つの内容を含めた報告にしていきたいというふうに思っているのですが、まず、ちょっとそのことについて御意見を賜りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

中間的な論点整理とそれから県立児童福祉施設のあり方という2本の内容にした中間的なとりまとめにしたいということで考えております。

それはよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、今日は議題で2つを挙げさせていただいております。まず、社会的資源のあり方に関する論点整理についてということと、県立児童福祉施設のあり方についてと、これについては全体と個々の2つに分かれるということになります。まず、全体の社会的資源のあり方に関する論点整理の部分について、できれば報告も含めて20分ないし25分くらいの時間をとって、そしてその後、県立児童福祉施設のあり方についての方に入りたいと思っています。

それではまず、資料1について、事務局の方でこれまで出た意見をまとめて作成していただいておりますので、これについて簡単に報告をお願いしたいと思います。

これ以外の資料も含めてということになるのでしょうか、事前にお送りいただいておりますので、なるべく簡潔にお願いできればと思います。

(事務局)

《資料1、資料2、資料4により説明》

(議長)

ありがとうございました。それでは、今、報告をしていただいた資料ですが、資料1の4ページまでと最後の11ページの児童相談所のところ、これがいわば今後の社会的資源のあり方に関する論点整理という形になって、2部として県立児童福祉施設と、報告書のスタイルとなると思うのですが、何か付け加えるものや削除すべきではないかといったような御意見はございますでしょうか。

(委員)

一番簡単なところからいきますけれど、資料4の入所数、一時保護数が出ていますが、一番右の欄に「うち養護施設入所措置希望数」とありますが、これは児童養護施設だけに限定しているのですか。それとも里親委託を含んでいるかどうかということが一点ですね。

それから資料2の3ページ、ビデオを紹介していただいておりますが、字が恩賜財団、1巻25,000円です。改定の予定は当面ありませんので、むしろ使うならこれは買っていただいて、説明のところで新しい制度はこうなっているというふうにしていただけたらいいかなと思います。

それから、資料1の(1)、ここは、家庭的養護、施設全般に関わるものですので、1の家庭的養護についての上に出したほうがいいかなと思います。

あと少し言葉の整理をしていただければ、委員長と協議していただければと思いますが、例えば2ページ目の2施設養護についての(1)で「大規模施設はやめ、数人規模のファミリーホームを目指すべき」というのがありますが、あまり定義されて使われないことも多いと思いますが、ファミリーホームといった場合には、里親型のグループホームをとることが多くて、多分ここでは施設分園型のことであればグループホームのほうがよいのではないかと思います。そういった言葉の問題です。

(議長)

ありがとうございます。先程の事務局への質問についてはどうですか。

資料4「うち養護施設入所措置希望数」というところは、里親も含めた数という 意味ですか。

(事務局)

こちらのほうですが、基本的には児童養護施設のみになります。

里親さんのほうは、最初にまず児童相談所で措置が適当か検討するのですが、里親さんの受入先があると概ね1ヶ月以内位で措置が可能ということで、もともとその空いている受入可能なところを探すという状況になっておりますので、基本的には待機になるというか、そういうふうになってしまうことはほとんどないと、受け入れ先さえあれば必ず受けていただけることが多いということなので、数字の上には、ほとんど反映されてきておりませんで、養護施設限定ということをお願いしたいと思います。

(議長)

今、委員から提案があった件ですが、確かに皆さんからいただいた御意見をそのまま書いてあるわけですが、このままの形で報告書に中間まとめの形でやるのはあまり適当ではないと思うので、例えば1ページの「(1) 施設養護から里親サポートへ」は、1の上に出すにしても、論点の書き方としては、「児童養護施設や乳児院の役割を転換し、養育性の専門性を高めながら里親サポートに力を注ぐべきではないか」とか、そういう論点の提示の仕方を統一してやっていくような形にしたいと思いますので、少し重複する御意見などは丸めさせていただくようなことになるかもしれませんが、そのところは御相談させていただき、御了解をいただければと思います。

他にはいかがでしょうか。抜けているものをとにかく今入れておいたほうがよいと思われるものは、ぜひ出していただきたいと思いますが。

(委員)

青い文字のところの提案は私が出したのですが、「DV被害者の施設での雇用は、心の整理がついていないと難しいのではないか」(資料1 P 3)という御質問があったんですね。

今ここに論点整理としてあがった、このまま報告書に載るといふふうにはあまり考えていなかったのですが、ちょっとこんなことを考えてみてはどうでしょうかという程度で提案したのですが、もちろんDV被害者については、落ち着いてからでなければ仕事はできませんし、施設などに仕事をするということについては、子どもたちに与える影響とか、本人に及ぼしていく負担などを考えていかなければいけませんので、とても難しいことだと思っております。

非常に文学的発想で、傷ついた者同士がお互い助け合うというようなそういう発想をして、たまたま、こういうことは考えられないだろうかという提案をしたわけですので、これがこのまま即報告書に載ることではちょっと私も不安です。

(議長)

では削除しておきますか、ではそのようにお願いします。他にはいかがでしょうか。

(委員)

私も同じことで御意見があればということだったので、3ページの自動車免許取得の支援が必要ではないかとか、徒弟制度を利用した自立支援が必要ではないかとか。

(議長)

ただこれは一つの例として、自動車免許取得支援など自立支援を幅広く検討すべきではないか、そういう論点の出し方でやれば大丈夫ではないか。

そのような丸め方をさせていただくことになると思います。他はいかがでしょうか。

(委員)

1ページの(1)ですが、表記が何回も出てくるわけですが、「養育の専門性を高めながら里親サポートに力を注ぐべき」ということはわかるんですけど、このときに「児童養護施設や乳児院の役割を転換し」というのを、こういう形で一つの文章にまとめていいのかなどか。

小規模分園型とか施設の在り方がこれからますます模索されていくと思うのですが、何か誤解を生むような感じにならないのかなと思っていますが、ちょっとこの辺のところでも質問をさせてもらえたらと思っています。

(委員)

そうですね、「終え」というのはちょっとおかしいと思っていて、「転換し」に変えてありますが、何かなじまない言葉ではありますね。

もう少し施設や乳児院の役割をなんていったらいいんですかね、言葉を考えたほうがいいように私も思います。

(議長)

つまりここで言っているのは、ひとつは施設養護自体を小規模化していく、それからもうひとつは施設養護自体が里親養護、家庭的養護をサポートするというこの二つのことを、ここでは全体の文脈からいえば言っていると思いますので、そういう書き方に最初のところに代えて、その上で家庭的養護はどうすべきか、施設養護はどうすべきかというような書き方にしていく形にできればと思います。

私から一つなんです、1回目の委員会で確認をしたところ、社会的資源のあり方については、児童相談所のあり方や在宅での子育て支援サービスのあり方などについても含むということだったわけですが、検討回数が少なかったこともあって、この論点の中にはほとんどそれが挙がってきておりません。

そこで、皆さんに提案があるのですが、児童相談所については一部11ページに挙がってはいるのですが、最初の論点整理の中に一つ児童相談所についてというものと、子育て支援サービスについてというものを起こして、これについては検討テーマとして挙げておき、中身についてはこれからの検討ということで、今回ここで検討することは時間的にできませんので、今後こういうものを検討していくのだということで、頭出しだけしておきたいと思いますがよろしいでしょうか。

それともう一つは、この前に虐待死の検証委員会がありまして、その中で児童相談所の運営、その他について非常に幅広い提案が出てきております。検証委員会のほうでは、検証委員会でも出てきた様々な問題について、社会的資源あり方検討委員会のほうで今後それを具体的に検討していくという形にさせていただいていいかという事で御了解をいただきました。

そこで、この児童相談所のところやあるいは市町村子育て支援サービス、その他のところに、検証委員会の報告を受けその中身の実現について検討するとかですね、そういう一文を論点整理の中に入れていただくかと思いますが、そのことについてはよろしいでしょうか。

はい、こちらの知識と向こうで挙がってきたものとずれているものはほとんどないと思われしますので、ではそのような形にさせていただきたいと思います。

他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

またですね、今後御自宅に持ち帰ってから何か御意見がありましたら、ぜひ出していただきたいと思えますし、それからこれを事務局のほうで少し丸めた論点整理のような形にさせていただいた上で、また再度皆様方に事前にお諮りをさせていただきますので、その時にこういう文言を加えたほうがいいのかといったようなことがありましたら、ぜひその段階でもお出しただければと思います。

(委員)

最後に、4ページ目に愛着障害の問題があり、非常に重要な問題だと思いますけれど、書き方が難しいか

などというふうにも思います。

今、研究が始まった段階ですよ。愛着の問題は基本的に重要だということは確かですけども、今までのホスピタリズムの研究とかいわゆる愛着障害については、養育環境との関係だけがいわれていますが、むしろ施設入所、里親委託される前の環境も合わせて考えなければいけないと思いますので、項目が入るのもいいと思いますけれど表現を検討していただきたいと思います。

(委員)

3ページの自立支援のところですが、例としておっしゃったんですけど、徒弟制度を活用した自立支援というのは、徒弟制度ではなく職親の制度がありますよね。あれもやっぱり児童養護も里親養護も含めて必要だと思うんです。

徒弟制度という言葉ですと、よその国の言葉のように聞こえますけど、もっと職親のような言葉を使って、ぜひこれは必要なことなので、そこに加えるというふうな形にさせていただくと思います。

(議長)

ありがとうございました。

自動車免許取得に対する支援、あるいは職親制度の開拓・活用などの表現にすればよろしいでしょうか。

(委員)

職親といいますと体制があるわけですよ、考え方が決められていて、こういうものを職親というというのがあるんだと思うのですが、オーストラリアの場合、名前は徒弟制度でよくないんですけど、SEなどコンピューター関係あるいは自動車の修理工を含めて600ぐらいの職種を指定して、この職種を10ヶ月から4年ぐらいかけて、職親という形という従来職親のイメージがあまりにも強すぎるので、ちょっと心配かなということと、オーストラリアの徒弟制度は、必ずしも徒弟という日本の響きではないんですね。

オーストラリアの場合、若者の自立支援ということで高校生全部に働きかけがあって、1/3が就職、1/3が進学、1/3位がこの制度を使って就職していくんですね。

これに関しては、給料の1割を国が負担するというやり方で、短いものは10ヶ月、長いもので4年位なんですけど、そういう形で給与面で支援していく。

ですから、採用する側にも比較的人件費が少なく済むので、かなり人気のある仕組みなんですけど、千葉方式なんかでそういったことを取り組んでみられたらいかかと思ったわけですけど。

(議長)

ありがとうございます。いろいろ表現上工夫すべきことはあると思います。

ぜひまた、原案を皆様方にお諮りしたいと思いますので、その段階で修正意見を付けていただければと思います。他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(議長)

それでは、論点整理につきましては、今日出された意見も踏まえて、事務局の方に論点を整理していただく、例えば、先ほどの例でいえば、～すべきではないか、とか、～することが必要ではないか、こういったようなあるいは、検討すべきではないかといったような形で、文章を箇条書きにして出すというような形をお願いしたいと思います。

それを事前に皆様方に御覧いただいた上で、表現上について修文をお願いするという形になろうかと思えますので、よろしく申し上げます。

それでは、事務局の方で調整をお願いしたいと思います。

続きまして議題の2ですが、**県立児童福祉施設のあり方について**移りたいと思います。

先程、事務局の方からも修正がありましたけど、5ページ以降になりますが、5～7ページというところですけど、3つの県立児童福祉施設の共通課題について補強すべきこと、あるいは、修正すべき事項がありましたら、御意見を頂戴したいと思います。

私からひとつよろしいですか。県立施設の役割についてというところで、5ページの上から6つ目の○で

すが、「それ以外であれば、積極的に民間に委託」ということになっておりますが、民間委譲というものはあり得ないということでしょうか。

公設民営ということだけでなく、民間そのものに委譲するという視点も幅広く検討するとすれば、あってもいいのかなというふうに思いますが、事務局の方で何かありますか。

(事務局)

もちろん、それはあり得ることだと思います。

(議長)

あり得ることですね。ということは、ここに民間委託あるいは民間委譲という言葉も入れておくということをお願いしたいと思います。

他にはいかがでしょうか。

(委員)

千葉県では県立施設は直営ですね、今のところ。事業団が運営しているような施設はあるんですか、児童に限らず。

(事務局)

目下千葉県で事業団が委託されていますのは、身体障害児・者の施設、知的障害児・者の施設となっております。

(議長)

よろしいですか、他にはいかがでしょうか。

ここも同じような意見が入っておりますので、ここは論点整理というよりは、こうした方がいいのではないかなというような意見のような書き方になると思いますけれども、何かありましたらお願いします。

(委員)

方向性は、表現が多少違っていてもかなり示されている感じはするんですね。ただ、その時に、この委員会でどの程度具体的な内容を含むのか、例えば、もし県立でいくなれば民間ではできない機能を持つ、その機能について、どの程度具体的に書き込んだりするかというところはどうなんでしょうか。

(議長)

私としては、今回も非常に短い期間なので書き込めるものならば書き込みたい、多少整合性が、こちらは薄くてこちらは濃かったとしても、短い期間の中での検討ということなので、なるべくアイデアを吸い上げたいという気持ちがあるんです。

なので、ぜひ、活かしていただけたらと思うんです。

例えば、2番目の「○県立施設として存続するのであれば、その機能を明確にすべき」といったときに、どういう機能が考えられるのかといったことについて、例えば、○○云々ということが入るならば、私はありがたいと思います。

(委員)

施設のあり方についてというところに、少し具体的なものが入っているように思いますけれど、まだまだこれに付随して出していいということですか。

(議長)

はい、構わないと思います。

(委員)

今の委員の御意見の延長になるんでしょうけれど、他の県ではない施設の場合ですと、里親がふれあい家族みたいな形で、夏とか冬とかあるいは土日とか週末に預かることが多いんですね。

県の施設となると、そういったところが比較的硬直的といいますかあるいは、そういう開かれた感じになっていないということがありますので、施設のあり方の中で同じようなことが書いてあるんでしょうけれども、例えば、施設と里親の連携を進めて欲しい、この場合、合同研修となってしまう。まあ、等と書いてあ

りますけれど。

非常にそこに引っ張られてしまう可能性があるのですが、そうではなくて、子ども達の家庭生活体験みたいな場を出来るだけ多く設けるようなあり方はどうだろうかと思います。

(議長)

はい、ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

(委員)

今のに付随しますが、今ちょうど施設と里親の連携をどうするのかという問題が、我々のところでは問題になっているわけですが、千葉県としてちょうどこの県立施設と我々と里親という形があるので、ここでモデルが示せたらいいなと思いますよね。

施設と里親との連携をどうとっていくべきかというところを、県立施設を中心に我々もがんばりますけど、そこでひとつモデルができるようなそういう働きかけが、役割がしていただけたらいいのかなと思いますので、もう少し詳しくどういうふうにとというのは、また後の検討になると思いますけれど、方向性としてはそんなことを期待いたします。

(議長)

そうすると、具体的には、富浦学園と県立乳児院という形で、特別な例えば、モデル地区みたいなものをつくってやってみるといようなことになりますか。

(委員)

モデル事業というか、多面的にこういうこともできますということを実行してほしい。

(委員)

その前に、県立として残すかどうかということが大きいのかなと思っています。

送っていただいた資料を見ると、他の県は基本的にもう民間委譲という方向が示されていて、入所している児童も県立の施設と民間の施設とそんなに変わらないという意見が見られていて、だから、県立としてこれからやっていくのか、あるいはむしろ積極的に民営化を図るのかということ、もう少し議論した方がいいのかなという感じがしますけれどね。

(議長)

その辺についてはいかがでしょう。

母子生活支援施設は全部民間ですけれど。

(委員)

母子（生活支援施設）は民間になりましたけれど、公立民営化が進んで。ひとつ質問になってしまいますが、公立施設としての、言葉が悪いかも知れませんが、例えば行き詰まりとか、やりにくさとかそういった課題を今抱えているのであれば、教えていただきたいなと思っています。

もう一つは、それを土台にしながら考えていけるかなと思っていますけれど、普段私は母子の方で、児童養護とかいろいろな会議など位でしか関わりがありませんので、そういった運営の難しさとかあれば教えてもらえたらなと思っています。

もう一つは、5ページの2の施設のあり方ですけど、大規模施設はやめというような具体的に書かれていますけど、施設の偏在性というんですかね、地域による、この間富浦学園さんを見させていただいたからというわけではないのですが、やはり、いろいろな社会資源を利用しながら子ども達が自立に向かっていくとするならば、その子、その子に合った学校とか職親さんとか選びやすいような環境もいいのかなと。

こういったときに、ファミリーホームで小規模化を目指していくのであれば、少し本体から離れても利用しやすい社会資源がある所に小さなものを建てていくのもいいのかなという気もします。

(議長)

一つ目のところについては、これまで、県の方で検討してきたことはあるんですか。公立施設のいわば行き詰まりというか、メリットとデメリットについて。

(事務局)

これまでも非公式に検討はしてまいりましたけれど、やはり県立施設は、ひとつは非常に老朽化が進んでいますよというのが1点あります。

それともう一つは、県立施設といえどもやはり、民でできるものは民でというようなことが前提だと思えますので、公立施設としてやるのであればそれなりの意義を考えて、なすべきことをなすとそういった専門性とかを見出して、広く先進的な取組とかそういったものがないとなかなかこれから維持して、また、これをいわゆる新しく改築して建てていくのは、非常に厳しいのではないかと、やはり人件費が民間とは相当違うのではないかと思うんですね。

いわゆる経営的な効率性だけを考えるわけにはもちろんいかないわけですけど、それもやはり考える必要があるのではないかと考えています。

(議長)

公立施設そのものが、他の民間の施設と比べて処遇が十分でないということではなくて、公から民へという状況の中で、公であり続けるためには、公でしかできないところを主張していかなければならないのではないかと、ということだったと思うんですが、ですから、公立施設が民間施設よりも十分なことができていないとか、そういう論点ではないということだと思います。

ただ、いずれにしても、公立施設について存続することの意義については、検討していかなければならないし、もう少し時間をかけて、これをやるべきかもしれませんね。

人件費の問題は前回出てましたので、かなり差があることは出てました。

(委員)

乳児院のことしかわからないのですが、東京都の乳児院に勤めていて、都立乳児院でしたのでやはり公立のあり方ということは常に考えていたんですけど、都立乳児院の場合には、圧倒的に障害のある子どもが多かったですね。

その乳児院が閉鎖されてしまったために、今障害がある子どもは、日赤医療センター附属乳児院に集中している。

日赤も民ですけど、かなり大きな母体がある施設で、千葉県はわかりませんが、乳児院の場合は、かなり重篤な障害のある子どもを多く預かる可能性があると思います。そういった意味では、県立子ども病院との連携もなるほどと思ったんですけど、そういった機能を今まで果たしてきた。

神奈川県は、県立中里学園があって、児童養護施設と乳児院が併設されていますけれど、児童養護施設の定員が100名にところですけど、28条ケース、親の同意なしに施設入所するのか12名入っていて、やはり民間施設と比べて、親とのトラブルを抱えやすいケースが県立ということで集中的に入ってきています。

そういった意味では、先進的なモデルを提供するというやり方もひとつでしょうし、処遇困難なケースを引き受けるということが、これも大きな役割ではないかと思えます。

(委員)

もともと養護でおりますときに、県立と私立の違いがかなり際立っているということが、一般的にずっと言われていまして、それに対するかなり不安なんかもずっとあったわけですけど、もちろん近隣の問題もあるんですけど、様々な問題がそこにあるわけですよね。ですから、これを機にそれは一掃することが必要かと思うんですが、例えば、富浦学園だと、どうしても民間ではちょっと難しいケースを入れようかなとか、あるいは民間がいっぱいでどうしようもない時に入れようかなというような話を、そういうふうにして活用しているという話を聞きますけれど、私は一般の業務でやるなら、県立という形でする必要はないのかなと思うんですね、

皆同じでいいと思うんですよ、そうじゃないと、一緒に働いているのに給料がこうだとか、労働条件がどうだとか、格差があるということ自体はあまりいいことではないと思います。

だけれども、何かやはり県でなければできないもの、専門性のあるもの、ですから情短の施設を県はつくってほしいという話があって、どこも引き受けなくて、という話が出ていると思うんですけど、情短についても今情短の施設が、いわゆる短期ではなくて長期で、養護施設との区別がつかなくなっているという

ふうなことがあると、逆にそういう形での情短のあり方は良くないだろうと私自身は思っているのですが、情短の施設に手を挙げないのですけれど、もちろん簡単にはできないので、そういうものを、県の方が引き受けてやってくださるとか、何かその県でなければできないことを抽出して、それを県ができるかどうかを検討して、それができるなら県の方でお願いするという形にするのがいいのかなと思います。

(議長)

はい、ありがとうございます。

もう一つの委員の御質問になるのか御意見になるのかわからないのですが、施設の偏在のことについて、ここに6ページに「養護需要に応じた地域的な適正配置」ということが出ていますが、これについては、建替えというときに場所の問題ですね。もう考えられていると思うんですが、ただ、そうはいつでも簡単にどこの土地とはいかなくて、そういう意味では、「養護需要に応じた地域的な適正配置」というものは考えていかなければならないと思うんですが、これについては事前に検討したことはないんですね。

資料もないとおっしゃっていましたので、事務局の方では、こうした点についてどこに設置すべきだという検討はしていないですね。

(事務局)

ありません。

(議長)

ありませんですね。この件についていえば、例えば、「養護需要に応じた地域的な適正配置」ということといえば、資料として、傍証資料として出すとすれば、各施設に入所している子どもたちの出身の児童相談所を挙げていって、その児相は当然地域を担当しているわけですから、その年次推移をみていけば例えば、東葛地域の子どもの養護児童として増えているかいないのか、というようなことは把握できると思いますので、傍証としては、そういう資料を作っていくのは必要になるのではないかと思います。

それから、もうひとつは、地域的な適正配置のときにいわば、サテライト型の小規模児童養護施設をつくっていくという、例えば今だと富浦学園にいる子どもたちの小学生全員が同じ小学校に行っているわけですよ。

そうではなくて、サテライト型をつくっていけば、校区の違うところでやれば、別の小学校に通うこともできるわけで、そういう意味では、すべての子どもたちが同じ小学校に行く、そこから排斥されてしまうとか、小学校との関係がうまくいかない、中学校との関係がうまくいかないという問題が前回も出ていましたけど、その問題は解消できる可能性があるのではないかと、学区の違う所にサテライト型に小規模児童養護施設をつくっていくということなどは、検討に値するのではないかと思います。

他にはいかがでしょうか。

(委員)

本来もう少し早く議論すべきだったのかなと思いますけど、現状を考えますと、何が今足りなくて、何が求められているのかなという感じがしますね。

ひとつは、情短というのが大きな選択肢になりますよね。それから、地域的な適正配置ということもありますし、千葉県は社会的養護・施設養護で何が一番課題なんですか。

(議長)

検証委員会の方では、やはり社会的養護をしようとする子どもたちの行き場所の慢性的ないわば、満杯状態といえますか、満杯というか定員的には枠があるようですが、なかなか選べないという問題ですね、そういう問題が挙がっていました。

(委員)

よく聞くのは、定員としてみれば余裕があるけれども、例えば、思春期の女の子は行く場所がないとか、そういった問題もありますよね。

(委員)

たくさんあるんですけど、今までずっと専門性の問題を言われてきまして、そういう特別に問題を持った

子どもを受けとめる施設が足りないんじゃないかというようなことが言われてきたわけですが、でもそれは少しずつ専門性を高めることで、施設の中でも対応できる問題、もう出てきてはいるんですね。

でも、特別なケース、これは里親も施設も同じだと思うんですけど、どうしてもというケースが出てくる、その場合に、情短に限りませんが受け止めてもらえる場所がひとつ必要に思うんですね。これはですから医療や心理の関係も含めたそういうもので児童相談所にいるような人達が皆いるところと、情短でそれがカバーできれば一番いいわけですけども、ただそこは、たまらない所というふうに生活の場と違う場所というふうに考えていかないといけないと思うんです。

今、情短が陥っていることとしては、生活の場所になってしまうとそこがとても住みにくい場所、むしろ逆に二次被害、三次被害を発生する場所になってしまうような気がするので、その弊害をとったものとしての情短の施設を、どうしても情短というのはどういうふうにするかわからないですが、特別にケアの必要な子どものための場所というのを設けていただくということが、必要かなと思います。

あと、選択肢がないという話がありましたけど、里親か施設しかない、あと里親型のグループホームができて、施設の場合は小規模施設ができるようになってきましたが、もっと自由に子どもの住む場所というのが、いろいろな所にできてくるといいなと思っているんですが、それへのバックアップがあってもいいように思います。

(委員)

質問なんですけど、民間施設のセールスポイントというんでしょうか、専門性という硬さだけではなく、もっとくだけたセールスポイントでいいと思うんですけど。

民間のそれぞれの施設が、うちはこういうセールポイントでやっていますよというのが出てくれば、多様なサービスを競いあうといいですか、そういうことになるんだと思うんで、施設が満杯だとか満杯でないとか単に量的な考えだけでなく、それぞれのセールスポイントをもって、実は持っているかもしれませんが、そこをお聞きしたいなと思っていたんですけど。

(委員)

そうですね。いわゆる施設の情報をみんなが知るという意味では、必要性があると思います。それを児相が担うというふうには、言われているんですね。

施設の情報を集めて、それをまず第一には、子どもたちに話すとかあるいは、里親さんとか、皆さんに教えていただくということがあると思うんですが、もっとセールポイントがあってもいいですね。

うちはもちろんありますけれど、何かそういうものを通して、自分たちのやっていることに対する責任と皆さんからの目をしっかり見つめていくということは必要ですね。

(議長)

少し、このところの議論をまとめたいと思いますが、

ひとつは、共通課題というところについては、まず、第一は公の県立施設として、もしいくのならば、その機能を明確にして、公立施設としての役割・意義を再検討すべきだとして、その対応としては、こういうような事例が考えられるという仕方をして、さはさりながら、やはり、公であることのメリット・デメリットをもう少しきちんと検討すべきだ、そして、県立施設としてもし残すのならば、千葉県の社会的養護全体の中で位置づけることができるのかどうか、情短施設を含めてですね。

それを、今後も社会的養護のあり方の検討をこれからも続けていきますが、そういう中で県立であっているのか、いけないのかということも含めて、さらに検討を続けていく必要があると、このような形になるのかなと思うんですが、大体そのような整理を基調にしてやっていってよろしいでしょうか。

続きまして、個々の施設のところに移っていきたいと思います。

まず、最初はですね、50分時間がありますので、一つの施設が大体15分程度という形になるかもしれません。

富浦学園については、いかがでしょうか。

【富浦学園】

(議長)

私から一つ提案なんですけど、先ほどの全体の共通事項の中にあつたことを、やはり、個々の施設の所にもこの中にも落とし込んでいただければと思います。

例えば、県立施設の役割については、民間委譲も視野に入れて、今後社会的資源のあり方について検討する中でつめていくとかですね、というようなことは、やはりここにも入れておくということではどうかと思うのですが、よろしいでしょうか。

そうしないと、県立施設として存続することを前提のような書き方にとられてしまいますので、そこはそうではないということを確認しておくということをしておきたいと思いますがいかがでしょうか。

(委員)

県立のあり方の中で考えていくべきだと思いますので、その中の養護の一つとして、富浦学園を考えていただきたいと思います。

(議長)

先程先生のおっしゃった公私格差の是正の問題もやはり入れておくということですか。

(委員)

はい。

(議長)

はい、わかりました。それでは他にいかがでしょうか。

(委員)

今の段階ですと、非常になにかこう踏み込んだことが言えない段階ですね。

民間委譲も視野に入れるべきだということが前提になりながら、なおかつ、施設のあり方についてということで、具体論になっていくのは少しおかしい感じもしますし、民間委譲を視野に入れるならば、俯瞰した全体のビジョンといいますかねと富浦学園をむずかしいといいますか、例えば、専門性を見出す、先進的なモデルをここで何かやるんだといってみても、言葉の上滑りみたいな感じがするんですよ。

何らかの別な面からの視点がないと、どうもその非常に手前で止まっている感じがあるのですが、その辺はどう工夫するのか、ちょっと聞いて見たい気がします。

(議長)

本当に難しいところなんです。県立児童福祉施設のあり方について、とにかくどういう方向でいくべきなのかということ、例えば、前提として民間委譲というようなことを考えた上でどうすべきかという議論を、ここではなかなかしていないものですから、そういう意味では、そういう議論の手前議論をしているところがあって、なかなか意見が私もしにくいというのは正にごもっともですね。

しかもとくに、富浦学園は、児童養護施設がたくさんある中での一児童養護施設の県立児童養護施設の役割をということなので、確かに意見が出しにくい、隔靴搔痒のですね、ここだけをあれするというのは、正に非常に難しいという感じなので、意見が出しにくいなと私もそう思っています。

(委員)

民間にできることは民間でという流れは、日本全国であるんでしょうけど、千葉県として民にできることは民にできるという流れがどういう流れなのか、勉強不足でわからないのですが、そういう流れに沿うのか、それともそういう流れがあまりないようであれば、その脈の中に富浦学園なり、県の施設の問題を入れるのでしょうか、その辺はいかがなんでしょうか。

千葉県の行政の中で、民にできることは民でという流れは、この文脈にとらえられるのか、とらえられないのか。

(事務局)

児童養護施設の絶対量は、現状においては里親さんの普及の問題もありますし、絶対数はこれで十分だという状況ではもちろんないです。

こういった中で、県立富浦学園というのは、そういう意味合いにおいて、やはり必要であるというふうに思っています。

ただ、その運営の仕方が将来、県立県営でやっていく必要があるかどうかということについては、やはりこれから建替えをしていく、建替えの時期を迎える中でどうしていったらいいかということを考える必要があるのではないかと思います。

いろいろあると思いますが、県立ということであれば、やはり先駆的・先進的あるいは高度な取り組みをしていくということが使命ではないかと、私などは思っています。ここで私見を述べてはあれなんでしょうけれど、例えば、本当に小規模化してサテライト型の未だ千葉県で全く取り組んでいないようなことを取り組むとか、そういうような方向性とかを、いくつかのケースを考えて御示唆いただければというふうには思っています。

(議長)

はい、わかりました。どうでしょうか。まさに、小規模化、サテライト型は提案の中に出てきていますので、それらは視野に入れておくことが必要だと思います。

(委員)

県として、3つの施設を個々に独立した存在として考えてきた、考えていくのか、それとも、3つの施設の連携ということも、これからはあり得るのかなと思いますが、その辺はいかがですか。

(事務局)

例えば、御提案にあるような養護施設と乳児院というのは、一緒に考えていくことは可能だと思います。自立支援施設は、県が設置するということになっていきますし、生実学校は一緒かどうかというのはあれなんですけど、児童養護施設と乳児院については、考えていくことが十分あり得るかもしれないというふうには思っています。

(議長)

そういう意味では、富浦学園のあり方のときに建替等について、建替えのときに県立乳児院との機能統合も視野に入れることが必要ではないかという御意見は出せるのだらうと思います。そういう意見ですね。

(委員)

それと、もう一点がやはり今の社会的養護を考えた場合に、やはり虐待問題が中核であることが確かだと思うんですね。

そうすると、やはり情短、情短機能は欠かせない。で、生実学校の方に情短機能を付与に係る検討とありますけれど、そうすると、富浦と生実学校を一緒の場所にするとかそういうことではなくて、役割分担というのが明確になったりするのかなというふうに思います。

あるいは、そうではなく、富浦学園を情短にということも十分あり得るとは思いますけれど。

(議長)

確かにここに生実学校のところに書いてあるような情短施設との、定員が100名ですから、その中の例えば児童養護施設と情短が一緒になっているところもあるわけですから、そういうことを念頭において、富浦学園に情短施設の設置ということも視野に入れてはいいと思うんですね。

それも書いておいていいのではないかと思います。

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

(委員)

情短施設は、是非とも早くつくってもらいたいと思いますが、今、養護施設にいる子ども達のことも含めて情短のニーズができあがれば、サービスが開かれていけばニーズもどんどん出てくるのかもしれませんが、どの位の規模のものを何ヶ所つくったらいいのかということも、考えていかなければいけないかなと思っています。

先程、委員のお話の中にありました都の乳児院の事例のことをお話をしてくださいましたけれど、これからのことを考える上でも、富浦学園さんが県立、公立施設としてどういったところに力を入れてきたとかい

うところを、もしできればお聞かせいただければ、これからの議論のつながり出るのかなと思っています。
都の乳児院の場合ですと、重篤な子どもを預かるというふうな流れがあったということで、公立の富浦学園さんは、これまでどういうふうなところに力を入れてきたとか、というところがあればお聞かせいただきたいな、そういったものを大事にしながら、次のことを考えていけたらと思うのですけれど。

(議長)

富浦学園さんの御質問ですが、よろしいでしょうか。

今の件についてどうでしょう、富浦学園としてはここに力を入れてきた、他のところのないものとして、ここに力を入れてきたということがもしあれば、教えていただきたいのですが。

(富浦学園)

他の施設と具体的にどういう違いがあるのかを比べたことがあまりないものですから、ちょっと正確にそれが富浦学園のセールスポイントだということを申し上げるには躊躇するわけですけど、基本的には処遇の難しい子どもが入ってくるということはあったと思いますので、それについてはそれなりに対応していったというふうに考えております。

それから、大舎制の施設なので、子どもが荒れた状態になると非常に大変なことになるわけですけど、そういうものについても最近、職員が子どもの中に入って行って、子どもと接する時間を前よりも多く持っているということで、そういう問題はあまり顕在化していないのではないかなと考えております。

あとについては、先程申し上げましたように、これがというふうに、ちょっと今頭の中で整理できませんので、これくらいにさせていただきます。

(議長)

よろしいですか、他にはいかがでしょうか。

(委員)

これまでのこともありますけれど、今後のことで県立だからということという、先程高度な取り組みをすべきだということもありましたし、専門性を強化すべきだとか先進的なモデルをつくりだすべきとか、何かこう言葉だけがかかなり過激というとおかしいですけど、具体的にそれはどういう高度な取り組みであるべきなのか、そうしたことも見えてくるといいかなと思うんですけど。

専門性という試みてどう意味での専門性なのか。

(議長)

先程のところでは、いくつか具体例が挙がっておりました。実の親に戻す際の訓練として親子宿泊棟と親子訓練と、その上は乳児院ですけど、こうした事例が少しあって、それからサテライト型の施設を造っていくとかというものが挙がっておりましたが、そうしたものを含めながら、例としては今申し上げたような例を考えながらやっていくということではないかと思えます。

はい、それでは、富浦学園につきましては、基本的な論調としては、先ほどの共通課題のところと同じですが、さらになお、社会的養護全体を議論していく中で、情短施設に代えていくのか、あるいは情短施設と併用していくのか、あるいは児童養護施設としてそしてそれをサテライト型で、地域小規模型のものを出して行って、モデル的な児童養護施設としていくのかというようなこと、ここでは結論が出せませんので、社会的な養護全体の中で、県立としてのあり方も含めて、その機能を検討するといういわば抽象的な形にならざるを得ないというふうに思いますが、それでよろしいでしょうか。

あとは、具体論として、こういう提案があったということは書いていくにしても、それ以上はちょっとつめにくいかなという気がしますので、そんな形でお願いしたいと思えます。

それでは、続きまして生実学校ですけど、いかがでしょうか。

【生実学校】

(議長)

ここについても、私の最初の意見ですが、共通課題のところにあった、ここは民間委譲になるかどうかわかりませんが、民間委譲にすると児童福祉法の改正が必要になります。ちょうど今国の方で、民営化も含めて公設民営の可能性も含めて議論が行われておりますので、国の検討の動向もみつつという言葉を入れれば、民営化あるいは民間委譲のことに言及することも可能だと思いますので、そこは一言やはり入れておいていただければと思います。

他にはいかがでしょうか。

(委員)

児童自立支援施設で民営でやっているところは少ないですね。

(議長)

ただ、今かなり国の方の話だと、各県から要望はきている、民営化のことで、今回の検討会も議題に入っている。結論はわかりませんが、職員でなければならないというところは、児童福祉法では確かなので、施行規則か施行令か最低基準かちょっと忘れましたが、民営化については国会の議論を経なくてもできる。

ただ、民間委譲という形になると、これは設置しなければならないというのが児童福祉法にありますので、法改正が必要になるので、児童福祉法の改正につながるということではないかなと思います。

見学会が台風で流れてしまったので、具体的なイメージがわきにくい方もいらっしゃるのではないかと思います。書面だけで議論していますのでいかがでしょうか。

(委員)

千葉県の子童福祉施設協議会に属していますけれど、その会に出ていますと、施設の数の問題だと思います。児童自立支援ケースのような子ども達も養護施設に入所せざるを得ない。また、その逆もあるというふうなことを聞いています。

ですから、あり方を考え直す際にはぜひとも定員について、やはりそれぞれ専門性を高めていくためには、自立支援ケースの子どもには自立支援施設に受け入れられるように、そして、養護性の高い子どもたちは養護施設に、というふうなことがやはり再検討されてもいいかなと思います。

(議長)

自立支援施設はかなり定員が空いている状況ではないのですか。違いましたっけ。

(事務局)

生実学校の定員は入所が70名です。現在は52名が入所、ただし男女別の寮なので、性別による制限もございまして、今言ったとおりの状況です。

養護施設と違いまして、90%という状況ではないことは確かです。

(議長)

定員の問題というよりは、措置の方かもしれませんね。他にはいかがでしょうか。

(委員)

質問なんですけど、今は、心理職はいるのですか。

(生実学校)

中央から兼務で1名、非常勤で1名います。

(委員)

ファミリーソーシャルワーカーはいないのですか。

(生実学校)

これも嘱託ですが1名、今年の8月1日からです。

(議長)

精神科医はどうなんです。

(生実学校)

青葉病院から月に2名の先生が、月1回ずつ精神相談に来てもらっています。

(議長)

ということは、延べ週1回ということですか。

(生実学校)

そうです。

(議長)

ひとつ可能性があるのかどうかわからないのですが、通所ですが、今通所はゼロですね。この可能性というのは、システム自体の問題もかなりあるようには聞いてはいるのですが、その工夫次第で例えば、非行の問題が大きな課題になっていますので、児童相談所で通所指導しているケースを例えば生実学校が受託して、通所指導していくと、それを通所定員、通所カウントにするというようなことは制度上難しいのですか。

(生実学校)

今の施設の中では、かなり難しいと思います。人もそうだし、そういった各寮で生活していますので、いきなり知らない人がきてという形になってしまいます。

確かに、ダメだという形は思っていないですけど、将来的には、やっていかないといけないことだと思っています。

(議長)

自立支援の上から3つ目などは、児童養護とも関係します。先程委員の御提案から言えば、正にそうしたことが大事になってくるのだらうと思います。

ひとつ聞きたいのですが、生実学校の3番の〇の一つ目のところですが、情短施設機能付与にかかる検討で分園等となっていますが、情短施設の最低基準というのは児童養護施設と同じで30名でしたっけ、認可基準は。

(事務局)

基準上は確か50名と思うのですが、実際に全国には30名の施設もありますので、不勉強で申し訳ありませんが、確認した最低基準だと50名だと記憶しているのですが。

(議長)

50で30、20ではなかったでしたっけ、通所が20名、つまり入所定員であれば30名、通所だと20名。

(事務局)

全国的には、50名と30名の定員の施設しか存在しておりません。

(議長)

先程、委員もおっしゃった情短施設をつくるなら、どの位の人数が必要なのかということを考えなければいけないという話があって、30で難しいと、国の基準が30となっているのは、例えば、児童養護施設と併設する場合には20名でもやれるような、それこそ、今やっているような特区申請を考えるとというようなことは検討に値しないのかしら、これは思いつきなんですけど。

20名だけでやろうとすると、採算性の問題もあるだろうから、おそらく30なり50にしていると思いますが、県立児童養護施設といっしょにしていくような場合に、情短の枠を例えば20にするようなこと、そういうことは可能なんですかね。

(事務局)

お答えしようがありません。

(議長)

検討すべきだということをこちらで書いても構いませんよね。

やれるかどうかやってみなきや厚生労働省が認めるのかもわかりませんし、何ともいえませんが、やることは可能ですよね。

しかも、ただそのためには千葉県では30では多すぎるということを立証しないと、30でやればいけないと言われてしまう可能性があります。

事務職員は20名であろうが30名であろうが、一人は置かなければいけないことになるでしょうから増えることは事実です。

後は、単独でつくることですね。あまり現実性はないような気がしますが、今は、児童自立支援施設と情短施設が併設されている施設は、全国にはないですね。

(委員)

併設されているのではないですけども、神奈川県の大磯学園は、寮の一部を情緒障害児と情短対応みたいな形で運営するようにしましたね。

その子どもたちの原因は同じで、要するに虐待的な環境で育った、表れ方が反社会的か非社会的かでルートは同じだからという形で。

(議長)

千葉県も以前は、生実学校に情緒障害児寮があった時代があるんですね。その時私も児童相談所において、その情短寮に入所している子ども達の事例検討などをしたこともあります。

メリット・デメリットはもちろんあるんですけど、でもあってもいいかなと思って、今回は「分園等」という形で出したのは、それを少し改善した形で中の一寮というよりは、いわばサテライト型のものを一寮つくるという形でやったらどうだろうか。

東京都は児童センター、児童相談所の中に、いわば情短的機能をもつものをつくっていますよね、あれと同じようなイメージで、児童自立支援施設のサテライト型、分園型の情短施設をつくったらどうかという提案ですけど。

そうすると、施設の中に情短寮を設置する場合のデメリット部分というものはクリアできないかなというふうに思っていて、こうしてやっていくと。分園で30はなかなか難しいし、そうすると特区という形もあり得るかなというふうに思いました。

他にございますか、特になければ、乳児院の方に移りたいと思います。

生実学校についても、ここにあることは基本的にいかしていただいて、そして、民間委譲も視野にというのは、国の検討会の動向も踏まえつつという形でいれていただければ、と思います。

ありがとうございました。では乳児院の方に移ります。

【乳児院】

(委員)

これも先程、委員と同じで、県立乳児院としてのウリという特徴がどういったところにあったのか、御説明いただけるとういかなという感じがするんですけど。

(議長)

乳児院の先生、前回も関連した御質問もありましたが、どうでしょうか。

(乳児院)

県立の乳児院の施設として、ウリというか我々の使命感でもあると思うのですが、先程都立の乳児院の例を挙げていましたが、やはり重いケース、県立としても受け入れていくべきであろうし、そうやっていきたいと思っています。

今の乳児院が、他の県内の民間の乳児院の施設長さんからうらやましいと言われているのが、我々の方は、子ども病院の先生が乳児院の職員ということで兼務になっておりまして、常に連携して子どものケアにあっております。

毎日のように、子ども病院の方には連絡をとっておりますし、ドクターの方からもいろいろな援助をいただいております。

ちょっと具合が悪くなりますと、子ども病院に入院させてくれますし、この前も感染症にかかった子ども

達が多く出たんですけれど、子ども病院の先生が来てくれて、入所児童に対していろいろ検査をしてくれたんですが、先生ひとりではもちろんできないので、他の先生をつけてくれたり、数名で来て子どもたち全員の検査をしてくれました。

そういう意味では、子ども病院との連携という点が、正に他の民間施設にはない利点であろうと思います。

先程、養護施設と一緒に存立していこうという意見がありまして、兄弟等が離れ離れにならないようにということでは、正にそのとおりだと思います。

ただ、単に病院から離れたところの養護施設と一緒にではなくて、近くの病院で即対応できるような状況であれば、正にいいなと考えております。そんな状況です。

(議長)

11ページにあげた4番の千葉県こども病院と千葉県立乳児院との連携・統合で、統合は別にして、連携の方はかなり組織的に行われているとのことですね。わかりました。ありがとうございました。

(委員)

県内はあとは聖愛でしたっけ、県立と2か所ですか。

(乳児院)

千葉市のエンジェルホームがございます。

(議長)

それは千葉市の子どもを大体受けているのですよね。

(委員)

乳児院は定員よりも大分まだ収容されているお子さんの数は少ないとお見受けしましたが、その中で例えば、特に重くてどうしても手厚いケアが必要なお子さんとか、あるいは里親にもうすぐ渡せるようなお子さんの割合はどの位でしょうか。

非常に重くて特別のケアが必要なお子さんはどの位なのかなと思うんですけれど。

(乳児院)

県立乳児院の場合、かなり重いケースが特に今入っている状況ではありません。といいますのも、建物も老朽化しており、機能面でもちょっとなかなか難しいところもあります。

それから職員もかなり限られた職員で、決して県立だからといって多くの職員が配置されている状況ではありませんので、なかなか特に重いケースを県立に現在、どんどん入り込んできているかといいますと、そうではありません。

ただ、我々の使命感としては、そういった重いケースを受けていくべきだろうというふうに考えております。

あと里親の方に措置変更するケースですけど、今年からファミリーソーシャルワーカーが嘱託で1名配置されましたので、その職員を中心にかなり積極的に取り組んでいるところです。

少しずつ実績が上がってくる傾向にあります。

それからちょっと言い忘れたのですが、今日も最初の話なんですけど、子ども病院から他の児童相談所から相談があったのですが、シャントしたケースが急遽入ることになりました。

そういった医療的ケアが必要な児童については、むしろ今後そういうケースを受け入れていく方向になっていくのではないかと考えております。

(委員)

乳児院は可愛い赤ちゃんがいる所ではなく、現実には虐待を受けた子どもと障害がある子どもが、程度の問題はあっても、何も問題のない子どもはほとんどいないと思いますね。

里親との関係は、むしろ里親がどういった子どもを受入れられるかということとも関わってくる問題ですね。もう一つは、病院との連携だとちょっと危惧するのは、どの子ども病院にも未熟児室で、重い障害をもった子どもが行き場がなくて、未熟児室にいる子どもをどこかに出したい。その受け皿として連携が強くなると、乳児院が期待されてしまうのではないかと危惧をもちますね。

本来ならば、障害のある子は障害児施設に行くことになるはずでしょうけれども、たぶん全国的に乳幼児の障害児を受けてくれる障害児施設はなくて、病院あるいは医療機関との連携が強い乳児院には、重い障害児が入ってくる可能性が高まると思いますね。

そうになっていいのだろうかという危惧がしますね。

(委員)

1の○の3番目ですが、DVが妊娠中に起きることが多く... というところですが、国府台母子ホームにも出産中で避難してくる母子がいますし、そして施設に入所してから、ある方は子どもを産みますし、ある方はおろすということもあるんです。

いろいろなケースが考えられますから、母と子で生活できる場所があることは、とてもある意味では良いことだと思います。

乳児院ですが、できれば乳児院本体にかなり近い付設の様な形で、お母さんと子で、一定期間利用できるような寮といったいいのかわかりませんが、そういった施設が、ホームが併設されたらどうだろうかと考えています。

育児の面でも専門家がいますし、離乳食の作り方とか子どもに対する関わり方とか、そういったところからもモデリングもできましようから、どうなのかなと思います。 提案です。

(議長)

はい、ありがとうございます。とても大切な提案だと思います。

以前私も母子生活支援施設で、生まれたての赤ちゃんを一生懸命ケアしている指導員の方を見かけたことがあって、とても苦労されていましたが、母子生活支援施設でかかえていくにも大変だし、その子どもを乳児院に入所させてしまうと、母子が別れてしまうという問題があるので、乳児院と母子生活支援施設とのいわば中間形態として、親子寮というような御提案がありましたが、とても大切な視点ではないかと思います。

(委員)

全く同感で、日本は施設か家庭かみたいな感じですけど、その中間的な家庭に帰る準備ができるあるいは、親子関係を維持できるそういったような部屋という寮といったものはとても大事だと思いますね。

いくつかの乳児院では、親子宿泊室のようなものを用意して、遠くの人が面会に来るときそこを利用したり、あるいは退院前に泊まったり、ただ、十分には活用されていないと思いますけれど。

(議長)

はい、ありがとうございます。

かなり時間が迫ってまいりましたが、いかがでしょうか。

伺いたいのですが、10ページの2. 施設のあり方について に、○ケア単位の小規模化と地域化があるんですが、乳児院の場合もこうした視点というのは重要なんですか。

(委員)

乳児院の場合は、もともと小規模なところが多いということがありますね。ただ、なぜ小規模にするかということ、施設サイドとして考える必要がある。

小さいからいいんだというのではなくて、やはり、その個々の子どものニーズに合ったケアができるようにということ、意識することが大事です。

それから、地域化は、多くの施設では15年位前からこのことは旗印にしていますが、それでも、児童養護施設のように日常的に学校、幼稚園との交流はなくて、自己完結的になりやすいので、意識としてこういうことに取り組むことは必要だと思いますね。

(議長)

なるほど、よろしいでしょうか。もしよろしければ、乳児院につきましては、児童養護施設での取りまとめの基本方針と同じで、あとひとつ入れるとするならば、これに追加するとするならば、母子生活支援施設との連携、あるいは親子寮といったようなものを付置することを検討すべきではないかといったことが入ってくるかと思っています。

最後に、11 ページに児童相談所があるのですが、これにつきましては、先程申し上げましたように、項目出しをしておいて、児童虐待死亡事例検証委員会の方で様々な提案がありますので、そうしたものを踏まえつつ、引き続いて検討していくような書きぶりにして、この二つは活かしておきたいと思えます。

他にどうしても児童相談所にこれを入れておくことが必要ではないかということがもしありましたら、今回はよろしいでしょうか。

また、御意見を聴取する機会をとらせていただきたいと思いますので、出していただければと思います。

それでは、ありがとうございました。もうひとつこれに、「地域の子育て支援サービス」というものを入れていかなければならないということで、それは項目出しと、今回の委員会では十分な議論はできなかったけれども、今後検討していく予定である、ということをお願いさせていただくことにさせていただきたいと思えます。

ありがとうございました。

今後の作業ですが、今日いただきました御意見も踏まえて、県立施設の個々の論点整理については、先ほど申し上げたようなまとめ方で進めていきます。

もうひとつ、県立施設のあり方については、総論的なもの、個々の県立施設のあり方について、事務局で文章化していただこうと思えます。

そして、中間報告の素案として、皆様方に事前にお配りさせていただいて、御意見を頂戴すると、それが最終の場面になるかあるいは、事前に御意見を頂戴して今日のように修正意見をつけられるかどうか。

そこは事務局と相談してみないとわかりませんが、いずれにしても、1 回は事前に見ていただく機会をとりたいと考えています。

次回に事務局から提示していただく形になります。今回は、提示された中間報告の素案に対して、御意見をいただいて加筆訂正を行なって、この検討委員会の報告書としてまとめていきたいということです。

最後に、皆様方に意見を御諮りをしたいのですが、先ほど申し上げました中間報告の論点整理と、県立施設あるいは個々の施設のあり方についての次回のとりまとめについて、いわば、一番最初に事務局からあったのですが公表していく形にしていくか、あるいは県の方にお出しをするかという形にするのかというところなんです。私個人としては、今回、今日の議論にもあったように、非常に不消化だったり、曖昧なところはあるのは事実なんです。こういう検討をしているということ、あえて不十分であっても、論点整理のような形で提案した方がいいのではないかとこのように思うのですが、いや、まだこんな生煮えのものを出したらちょっと委員としてはあれだということであれば、そうしないという方法も取り得るんですけど、これ、いかがいたしましょうか。

(委員)

議事録的なものではなくて、論点のまとめというような形で。

(議長)

はい、そうです。

議事録ではなくて、論点整理のいわばメモ・中間のとりまとめのような形で出して、そして、今後検討をさらにするという形になるかと思うんですが、どうでしょうか。

公表という形でよろしいでしょうか。よろしゅうございますか。

では、皆様方のところにいく素案につきましても、そういう視点で、もちろん議事録も公開されておりますが、できればこういうステップを重ねながら、県民に開いてディスカッションを進めていきたいと考えておりますので、皆様方の御意見もそのような御意見で御了承いただきましたので、若干このところが浅いのではないかと、ここのところが踏み込みが足りないとかというような、パッシングとはいいいませんが、意見があるかもしれませんが、そこは一つ一つ提案を重ねながらやっていくんだということで御了解を得ることにして、公表という形にさせていただきたいと思えます。

よろしいでしょうか。はい、それでは、事務局の方で、そのような前提の下で報告書のとりまとめについて、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは最後に、(3) その他 というところになります。事務局の方で何かございますか。

(事務局)

次回の社会的資源あり方検討委員会の開催日ですが、冒頭にも申し上げましたが、9月30日(金)の午後1時30分から、県庁中庁舎3階第1会議室で開催を予定しておりますので、よろしくお願いします。

そしてもう1点は、8月26日の乳児院・生実学校の視察が、台風の関係で中止となりましたが、再度乳児院・生実学校の視察を予定しておりますので、委員の皆様には既にお送りしてあります日程調整表を9月8日(木)までに、事務局まで御連絡していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(議長)

今回は恐縮ですが、日程の調整の猶予もない状態で、この日のこの時間と指定させていただき、本当に恐縮ですが、最後といたしましょうか、中間とりまとめの前の最後の委員会ということになりますので、委員の皆さんの御出席よろしくお願いいたします。

それから、事務局の方にちょっとお願いをしたいのですが、今日まだ御意見を出せなかったという方もいらっしゃるし、今日お休みの方もいらっしゃいますので、もう一度まとめに当たっての御意見を聴取していただく機会をとっていただきますでしょうか。

例えば、川口委員なども母子生活支援施設という意味では、かなり意見をおっしゃりたいこともあるのではないかと思いますので、そうした意見をできるだけ幅広く吸い上げていきたいと思っております。

例えば1週間以内にとすることで、御意見を出していただいて、その後、報告書の取りまとめにかかっていたら、そして、報告書の素案を出していただく形でちょっと2段階のステップを踏む形になってしまってお手数をおかけしますが、そのような形でお願いできればと思います。

その他委員のみなさんから、御意見あるいは資料の要望等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、それでは以上をもちまして、今日の議事を終了させていただきたいと思っております。

なお、原案作成につきましては、私と副委員長と事務局の方ですり合わせをさせていただいて、原案を作らせていただいて委員の皆様にお示しをすると、できるだけ早くお示しをしたいと思っておりますけれども、1週間前になるのか、3日前になるのか、1週間前ならば御意見を頂戴した上で、修正したものを出せるかと思っておりますが、3日前だとそれはごめんなさいとなるかもしれませんが、なるべくお出しできるようにしたいと思います。三者で検討させていただきますことを御了承いただいでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様には長時間に亘りまして、御熱心な討議をありがとうございました。

以上をもちまして、第3回の社会的資源あり方検討委員会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。